

騒音の許容基準

提案理由

1983(S.58)年度

常習的な曝露に対する騒音の許容基準を聴力保護の立場から次のように定める。

1. 許容基準

図1にあるいは表5に示す値を許容基準とする。この基準以下であれば、1日8時間以内の曝露が常習的に10年以上続いた場合にも、永久的聴力損失(NIPTS or PTS; noise-induced permanent threshold shift or permanent threshold shift)を1kHz以下の周波数で10dB以下、2kHzで15dB以下、3kHz以上の周波数で20dB以下にとどめることが期待できる。

2. 適用する騒音

広帯域騒音および狭帯域騒音(帯域幅が1/3オクターブ以下の騒音)に対して適用する。ただし、純音は狭帯域騒音とみなして暫定的にこの基準を適用する。また、衝撃騒音に対しては除外する。

3. 適用方法

(1) 1日の曝露は連続的に行なわれる場合には、各曝露時間に対して与えられている図1あるいは表5の数値を用いる。

(2) 1日の曝露が断続的に行なわれる場合には、騒音の実効休止時間を除いた曝露時間の合計を連続曝露の場合と等価な曝露時間とみなして、図1あるいは表5の数値を用いる。ただし、実効休止時間とは騒音のレベルが8時間曝露に対する許容基準以下にとどまっている時間をいう。

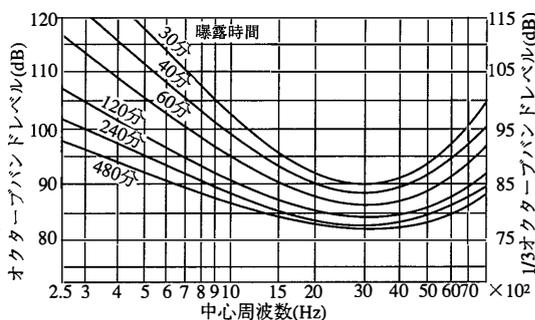


図1. 騒音の許容基準

3) 対象としている騒音をオクターブバンドフィルターを用いて分析した場合、図1の左側の縦軸あるいは表5の値を用い、1/3オクターブあるいはより狭い帯域幅をもつフィルターで分析した場合には、図1の右側の縦軸あるいは表5の値から5を引いた値を用いる。

4. 騒音レベルによる許容基準

この許容基準では騒音の周波数分析を行なうことを原則とするが、騒音計のA特性で測定した値を用いる場合には、表6に示す値を許容基準とする。

表5. 騒音の許容基準

中心周波数 (Hz)	各曝露時間に対する許容オクターブバンドレベル (dB)					
	480分	240分	120分	60分	40分	30分
250	98	102	108	117	120	120
500	92	95	99	105	112	117
1000	86	88	91	95	99	103
2000	83	84	85	88	90	92
3000	82	83	84	86	88	90
4000	82	83	85	87	89	91
8000	87	89	92	97	101	105

表6. 騒音レベルによる許容基準

曝露時間(分)	許容騒音レベル(dBA)
~480	85
~240	88
~120	91
~60	94
~30	97

5. 測定方法

測定方法は「JIS Z 8731-1966騒音レベル測定方法」を準用する。

(産業医学25巻4号295~296頁)